

監察官	令和3年度業務監査結果について	令和4年3月10日
<p>1. 趣旨</p> <p>「カジノ管理委員会監察業務規程」(令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号)第5条第2項の規定に基づき実施した令和3年度における業務監査の結果について取りまとめ、報告を行うものである。</p>		
<p>2. 主な内容</p> <p>○ 業務監査の概要</p> <p>〔監査項目〕カジノ管理委員会事務局職員の公正な職務遂行及び厳格な規律の確保のための取組状況</p> <p>〔監査対象〕委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室</p> <p>〔実施方法〕各課室におけるヒアリング、関係資料の確認等</p> <p>〔実施時期〕令和3年7月～令和3年12月</p> <p>○ 業務監査の結果</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員は、いずれも、国家公務員倫理法令における利害関係者、禁止行為等や、接触ルールについて、概ね正確にその内容等を認識。・ 各課室では、それぞれの実情に応じ、国家公務員倫理や接触ルールについて、課室職員全員に対する周知、指導等を実施。・ 一方、所属課室長から国家公務員倫理や接触ルールに関する周知、指導等を受けたことがないと認識している職員も多く、課室長からの周知、指導等が職員に的確に受け止められていない状況もあり。・ 課室の中には、新規転入者向けの業務説明資料に国家公務員倫理、接触ルール関係資料を含めて説明・周知したり、国家公務員倫理に関する周知用チラシを事務室壁面に掲出したりするなど、工夫した取組例もあり。 <p>○ 業務監査結果に基づく改善策等</p> <p>職員が、国家公務員倫理や接触ルールを正確に理解し、日頃から意識的に遵守するよう、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 監察官室から委員会事務局全体に対し、「国家公務員倫理月間」等の機会を捉え、周知等の取組を継続することが必要。・ 各課室においても、業務の実情等に応じ、毎年度の業務監査結果の委員会への報告を念頭に、職員全員に対し、統一的な周知、指導等を一層積極的に行うとともに、推奨事例を参考とするなど工夫した取組を行うことが必要。・ 新規転入者に対し、国家公務員倫理法令のほか委員会特有の接触ルールについて転入時から十分な認識を持つことができるよう、組織的に、国家公務員倫理や接触ルールも盛り込んだ初期の研修等の実施を検討し、早期に開始することが必要。		

令和3年度業務監査結果について

令和4年3月

カジノ管理委員会事務局監察官室

1 業務監査の概要等

(1) 業務監査の趣旨、目的等

カジノ管理委員会(以下「委員会」という。)は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「整備法」という。)に基づく許認可等を行う立場にあることから、「カジノ管理委員会監察業務規程」(令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号)第5条第2項において、委員会の所掌に係る事務の運営・運用の適正化、合理化・効率化を図るとともに、職務上の不適切な行為・処理等を防止することを目的として、業務監査を実施することとされている。

令和3年7月に整備法が全面的に施行され、委員会においてはカジノ管理委員会規則を制定したところであり、今後、カジノ事業免許の審査への準備、カジノ事業者等の監督体制の整備等を進めていく段階にある。このような中、委員会事務局職員(以下「職員」という。)は、より厳格な規律の保持、職務の公正性・透明性の確保が求められる。

これらのことを念頭に、令和3年度においては、IR事業者等との関係における不正・不適正な行為、国民から疑念を抱かれるおそれのある行為等の防止・予防についての職員の意識の徹底を図ることを主な目的として業務監査を実施したものである。

(2) 業務監査の実施概要

〔監査項目〕

カジノ管理委員会事務局職員の公正な職務遂行及び厳格な規律の確保のための取組状況

1 国家公務員倫理法令の遵守のための取組状況

職員は、カジノ事業に関する規制・監督業務を遂行する立場として廉潔性、公正性、透明性が求められることから、常に、国家公務員倫理の基本である国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)及び国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)を遵守して行動することが必要であり、そのための取組状況等について実態把握等を行った。

2 「カジノ管理委員会事務局職員のIR事業者等への対応方針」に基づく取組及び運用状況

整備法に基づき国土交通大臣が定めたIR整備のための基本的な方針(令和2年12月18日)に基づき、委員会では、IR事業者等と接触する場合のルールとして「カジノ管理委員会事務局職員のIR事業者等への対応方針」(令和2年12月10日カジノ管理委員会訓令第33号。以下「接触ルール」という。)を定め、職務遂行の透明性を確保することとした。今後のIR事業者等との接触機会の増加を念頭に、接触ルール遵守のための取組や運用状況等について実態把握等を行った。

〔監査実施対象〕

委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室

〔監査実施時期〕

令和3年7月～12月

〔監査実施方法〕

- ・ 監査対象各課室の職員に対してアンケート調査を実施。
- ・ 監査対象課室ごとに、抽出した職員に対して、当該課室における国家公務員倫理に関する取組、接触ルールの運用等に関する各職員個人の認識等についてのヒアリングを実施。

- ・ 各課室長及び各課室総括担当者から、課としての取組内容等についてのヒアリング及び関係資料の確認等を実施。
- ・ 以上を踏まえ、総務企画部長及び監督調査部長との意見交換を実施。

2 業務監査の結果

【国家公務員倫理法令の遵守のための取組状況】

(1) 国家公務員倫理法令の内容に関する職員の認識等

- ・ 職員は、いずれも、国家公務員倫理法令において規定されている「利害関係者」や「禁止行為」について、概ね正確にその内容等を認識していた。これは、職員の多くは各省庁からの出向者となっていて、これまでにそれらの内容について学習・習得する何らかの機会があったことによる。
- ・ なお、国家公務員倫理法令において規定されている「必要な届出等」については、認識できていない職員が若干見受けられた。これは、国家公務員倫理法令で求められている届出、報告、承認申請等はそれぞれ対象となる者が定められているところ、いずれの対象者ともなっていないことによるものと考えられた。

(2) 各課室における国家公務員倫理に関する周知、指導、注意喚起等の状況

- ・ 各課室における、国家公務員倫理についての課室職員全員に対する周知、指導、注意喚起等の実施状況については、各課室の実情等に応じて異なるものの、一部の課室を除き、電子メールや口頭での実施、課室内共通資料の作成及び課室職員への伝達等の方法で行われていた。
- ・ 「課室長から国家公務員倫理に関する周知、指導、注意喚起等を受けたことがあるか否か」に関する当該課室の各職員の認識については、「受けたことがない」と認識している職員が、全職員の約75%に上っており(課室によりその割合は異なっている。)、各課室長から当該課室の職員全員に対して周知、指導、注意喚起等が行われていても、必ずしも職員に的確に受け止められていない状況が見受けられた。

【接触ルールに基づく取組・業務の運用状況】

(1) 「接触ルール」に関する認識状況

- ・ 委員会独自の規程として策定している接触ルールに関する職員の認識状況については、認識できていない職員が若干見受けられた。これは、i) 接触ルール策定以降本監査実施時まで、業務上IR事業者等と接触する機会がなかったこと、ii) 委員会事務局への新規転入からあまり期間が経過していない時点で本監査が実施されたことなどによるものと考えられた。
- ・ 「接触ルール」を知っている職員が、どのようにして知ったかについては、「監察官室からの周知」(知っているとした職員の約 37%)、「課室長からの周知」(同 18%)、「担当業務の遂行を通じて」(同 15%)等となっていた。

(2) 各課室における接触ルールに関する周知、指導、注意喚起等の状況

- ・ 各課室における、接触ルールについての課室職員全員に対する周知、指導、注意喚起等の実施状況については、半数の課室で、電子メールや口頭での実施、課室内共通資料の作成及び課室職員への伝達等の方法で行われていた。

なお、課室職員全員に対する周知、指導、注意喚起等を行っていない課室においても、当該課室での所掌業務の遂行過程において、職員に対して個別に指導、注意喚起等を行うなどしていた。

- ・ 「課室長から接触ルールに関する周知、指導、注意喚起等を受けたことがあるか否か」に関する当

該課室の各職員の認識については、「受けたことがない」と認識している職員が、全職員の約 78%に上っており(課室によりその割合は異なっている。)、各課室長から当該課室の職員全員に対して周知、指導、注意喚起等が行われていても、必ずしも職員に的確に受け止められていない状況が見受けられた。

【取組等の推奨事例】

監査対象各課室の中には、その実情等に応じ、国家公務員倫理法令の遵守や、接触ルールの適切な運用のために、以下のとおり、独自に工夫した取組を行っているものがみられた。

- ・ 新規転入者に対する業務説明用の資料として、課室の所掌業務、総務・庶務、国家公務員倫理、接触ルールに関する資料を取りまとめて共有フォルダに保存。同フォルダを新規転入者に対して周知。
- ・ 課室職員の共有資料として、国家公務員倫理、接触ルールに関する資料(幹部会配布資料、監察官室や総務課から送付された国家公務員倫理関係メール、贈与等報告書様式、職員啓発用資料など)を共有フォルダに保存。同フォルダを課室職員全員に周知。
- ・ 国家公務員倫理に関する職員周知用チラシ(利害関係者の種類、禁止行為、委員会の倫理通報窓口等が記載されたもの。)を、職員の目に留まるように事務室内のコピー機近くの壁面に掲出。

3 業務監査結果に基づく改善策等

職員は、カジノ事業等の規制・監督権限を有するため関係事業者等に対して厳格な廉潔性を求める立場であることから、自らもより厳格な規律の保持、職務の公正性・透明性の確保が求められる。そのため、職員一人一人が国家公務員倫理法令や接触ルールを正確に理解した上、日頃から意識的にそれらを遵守する必要がある。今後、実際に許認可等の申請が行われる段階に向かい、委員会全体として、IR事業者等との関係において、国家公務員倫理法令や接触ルールに基づき一層厳格に対応すべきであることから、以下の取組が必要であると考えられる。

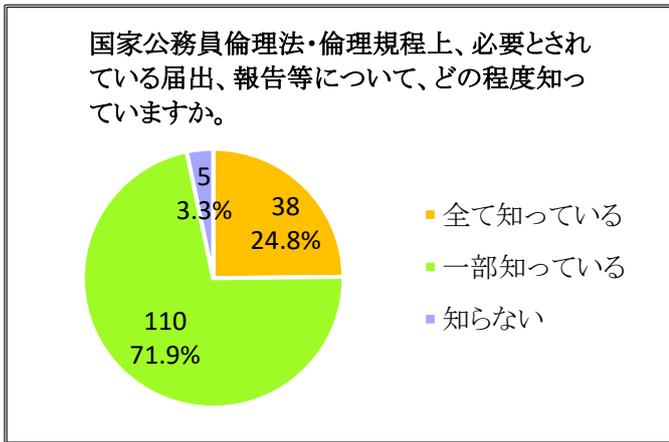
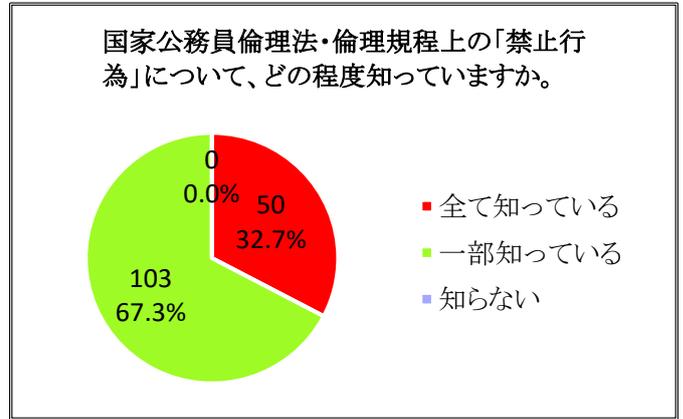
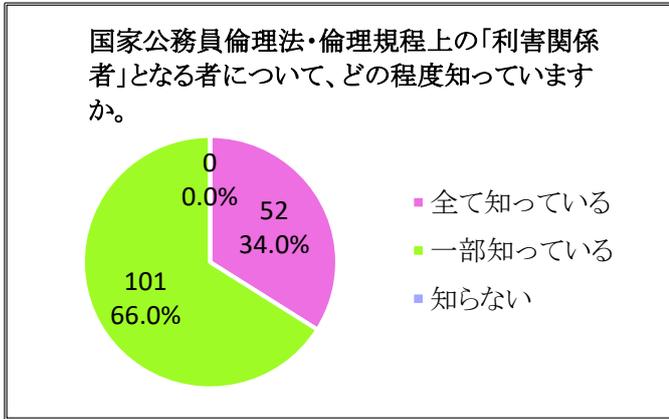
- ・ 監察官室から委員会事務局全体に対し、毎年度実施される「国家公務員倫理月間」等の機会を捉え、国家公務員倫理法令や接触ルールの内容等の周知等の取組を継続すること。
- ・ 各課室においても、それぞれの業務の実情等に応じ、毎年度の業務監査結果の委員会への報告を念頭に、課室職員全員に対し、国家公務員倫理法令や接触ルールの内容等の統一的な周知、指導、注意喚起等を一層積極的に行うとともに、推奨事例を参考とするなど工夫した取組を行うこと。
- ・ 委員会事務局では、随時、多数の職員の転出入があるところ、特に、新規転入者が、国家公務員倫理法令のほか委員会特有の接触ルールについて転入時から十分な認識を持つことができるようにすることが必要であり、そのために、委員会事務局への新規転入者に対し、組織的に、国家公務員倫理や接触ルールも盛り込んだ初期の研修等の実施を検討し、早期に開始すること。

(別添)

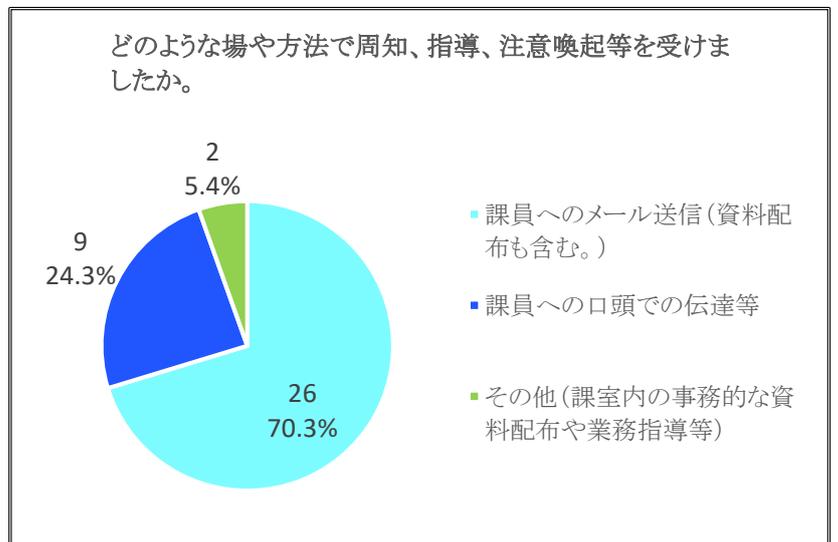
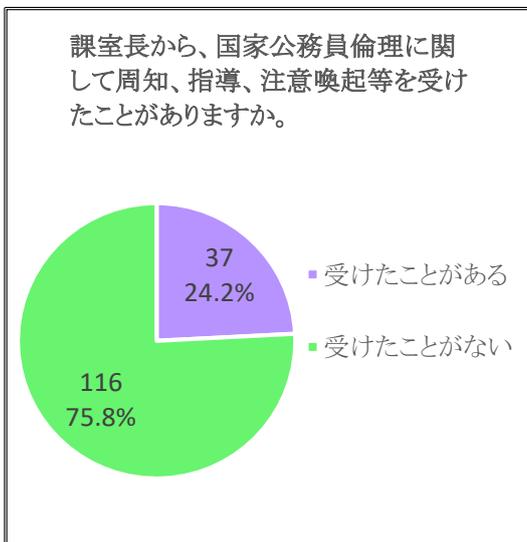
令和3年度業務監査 職員へのアンケート調査の結果

【国家公務員倫理法、倫理規程の遵守のための取組状況】

(1) 国家公務員倫理法令の内容に関する職員の認識等

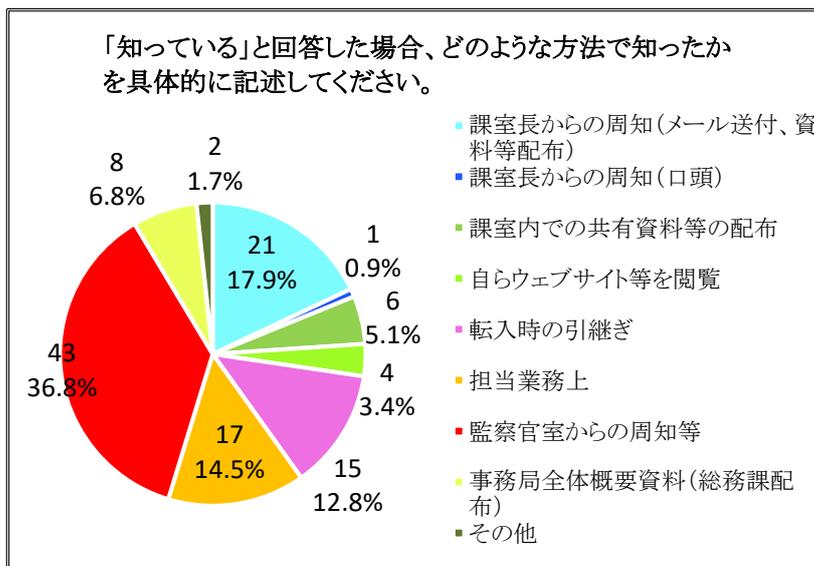
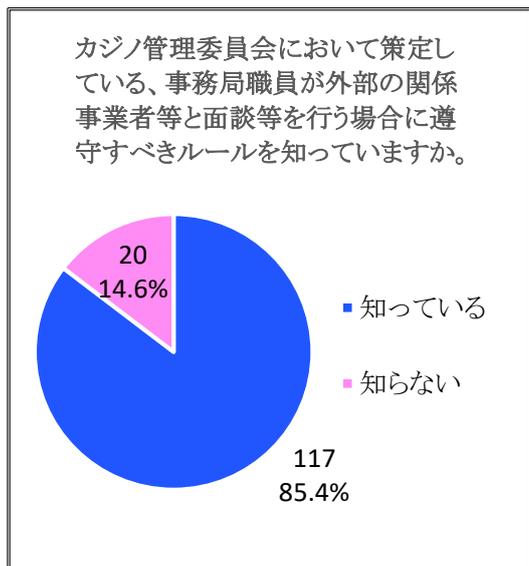


(2) 各課室における国家公務員倫理に関する周知、指導、注意喚起等の状況



【接触ルールに基づく取組・運用状況】

(1) 接触ルールに関する認識の状況



(注) 「その他」の内容は、「着任以前から関係業務に従事していた」、「どのようにして知ったか記憶がない」

(2) 各課室における接触ルールに関する周知、指導、注意喚起等の状況

